

株式会社ゼネラルサービス 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日 ~ 令和11年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1： 令和8年3月までに、所定外労働を削減するため、各部署ごとにノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和6年 12月~ 所定外労働の現状を把握
- 令和7年 4月~ 社内検討委員会での検討開始
- 令和8年 3月~ ノー残業デーの実施  
管理職への研修（年2回）及び社内報などによる社員への周知  
（3ヵ月ごと）

目標2： 令和7年6月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

<対策>

- 令和6年 10月~ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和6年 11月~ 社内検討委員会での検討開始
- 令和7年 3月~ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和7年 5月~ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始